

河川保全区域内行為許可申請の手引き

河川保全区域内で、住宅、擁壁、下水施設等工作物を設置する場合には、**河川法第 55 条**に基づく「許可」が必要ですので、次のことに注意して申請してください。

1 申請を必要とする理由

堤防、護岸等の河川管理施設は、河川の増水、洪水から流域住民の生命、財産を守るための重要な施設です。

河川管理施設の直近で、土地の掘削、地下式施設の設置、雨水・汚水の自然浸透等の行為をすることは、堤防、護岸の沈下、弱体化を引き起こす原因となるため、河川管理施設の直近《河川保全区域内》でこのような行為をする場合には、**河川法第 55 条**により河川管理者の許可なく行うことが禁止されています。

2 河川保全区域の指定範囲

河川保全区域の指定範囲は、堤防、護岸等の河川管理施設の設置状況に応じて、各河川の区間ごとに範囲が指定されています。

厚木土木事務所所管の一級河川については、河川区域線から 5 m～20mの幅で河川保全区域が指定されています。

（ 相模川：河川区域線から 20m、中津川：河川区域線から 5～20m
小鮎川・玉川：河川区域線から 10m、荻野川・細田川：河川区域線から 5 m ）

3 許可申請を必要とする行為

- (1) 河川保全区域内での土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- (2) 河川保全区域内での工作物の新築又は改築

4 許可申請を必要としない行為

- (1) 農地での耕耘《こううん》
- (2) 河川区域（河川管理施設の敷地）から 5 m以上離れた土地における次の行為
 - ① 地表から高さ 3 m以内かつ堤防沿いの延長が 20m未満の盛土
 - ② 地表から深さ 1 m以内の土地の掘削、切土
 - ③ 以下に該当しない工作物の新築又は改築
 - ・ コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの（基礎を有する木造、軽量鉄骨造等を含む。）
 - ・ 貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるもの（住宅建築等に伴う雨水・汚水設備は該当する。）

4 申請様式及び添付図書

(1) 必ず提出するもの

- ① 許可申請書（別記様式第八（甲））
- ② 工作物の新築、改築、除却（乙の4）
- ③ 工作物の規模・数量一覧表
- ④ 位置図
- ⑤ 公図写し
- ⑥ 土地登記簿謄本（登記事項証明書）
- ⑦ 実測平面図
- ⑧ 河川横断面図
- ⑨ 求積図
- ⑩ 工作物の設計図（平面図、正面図、側面図、構造図、かなばかり図等）
- ⑪ 現況写真

(2) 必要に応じて提出するもの（相談又は申請時に当所で指示します）

- ⑫ 賃貸借契約書・売買契約書写し
- ⑬ 他の行政庁の許可書の写し
- ⑭ 利害関係者の同意書・承諾書等
- ⑮ 工程表

(3) 提出部数 1部（ただし、返却用の副本を必要とする場合は2部。）

相談・問い合わせ先

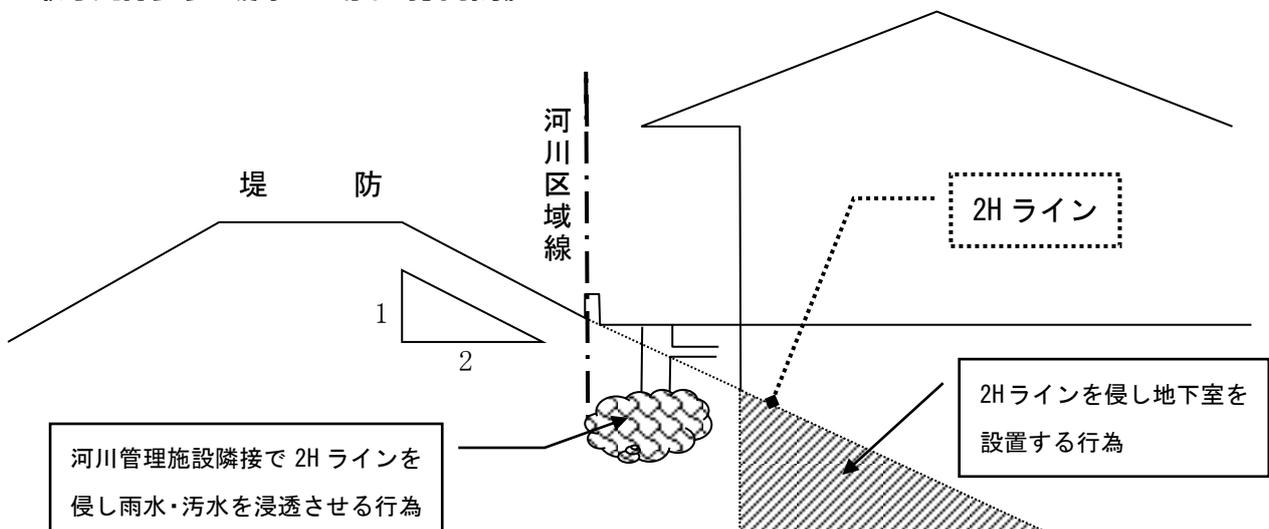
神奈川県厚木土木事務所

許認可指導課 相模川許認可班

厚木市田村町2-28 厚木南合同庁舎3階

電話 (046)223-1711 内線 524・525 FAX (046)222-7259

《河川保全区域内での禁止行為例》



5 申請様式及び添付図書の記載要領

◎ 添付図書共通事項

各図面は、次の各色で着色し明示する。

- ・ 河川区域線 …… 赤色
- ・ 河川保全区域線… 黄色
- ・ 堤防法線 …… 緑色

必要書類	記載要領	備考
(1) 必ず提出するもの		
① 許可申請書	別記様式第八（甲）に記載	
② 工作物の新築、改築、除却	（乙の4）に記載	⇒ 4P 参照
③ 工作物の規模・数量一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川保全区域内のみの数量を算出する ・ 建物は建築面積を記入（延べ床面積ではない） 	
④ 位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 1/2,000 程度の地図及び 1/50,000 程度の地図を利用し、申請箇所を朱線で囲み明示 	
⑤ 公図写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日から3か月以内に交付又は転写したもの ・ 申請敷地を朱線で囲み明示 ・ <u>河川区域線（赤）、河川保全区域線（黄）を明示</u> 	
⑥ 土地登記簿謄本（登記事項証明書）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日から3か月以内に交付又は転写したもの 	
⑦ 実測平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 1/100～1/500 程度 ・ <u>設置する工作物等を図示（規格・数量）</u> ・ <u>河川区域線（赤）、河川保全区域線（黄）を明示</u> ・ 堤防、護岸等の状況、流水方向、道路等を図示 ・ 河川改修計画がある河川については、その計画法線（緑）を記入 	⇒ 5P 参照
⑧ 河川横断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 1/100～1/500 程度 ・ 設置する工作物等を図示 ・ <u>河川区域線（赤）、河川保全区域線（黄）を明示</u> ・ <u>2H ラインを図示</u> ・ 堤防、護岸等の状況、道路等を図示 	⇒ 6P 参照
⑨ 求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の建築面積等を三斜求積法で求積 	
⑩ 工作物の設計図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の平面図、正面図、側面図、構造図 ・ 建築物の場合は、かなばかり図 	
⑪ 現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>申請地と堤防、護岸等との状況が明確にわかるよう撮影する（番号を付け、平面図等に撮影位置、撮影方向を記載）</u> ・ 申請箇所、流水の方向を明示 	
(2) 必要に応じて提出するもの		
⑫ 賃貸借契約書・売買契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>借地や売買により申請者と登記簿上の土地所有者名義が違う場合に添付</u> ・ 借地の場合は施工承諾書等を添付 	
⑬ 他の行政庁の許可書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法の申請行為に関し、他の行政庁の許可等の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みがある書面を添付 	
⑭ 利害関係者の同意書・承諾書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付近住民等との間に利害関係が生じる場合、その者の同意書等を添付 ・ 申請者が親族の土地に建築する場合、土地利用承諾書を添付 	
⑮ 工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事が長期にわたる場合に添付 	

記 載 例

※ 該当するところを○で囲む

(乙の4)

工作物の**新築**、改築、除却

※上流から見て左側が左岸、
右側が右岸

1 河川の名称	一級河川 <u>相模川</u> <u>左岸</u>
2 目的	<u>専用住宅新築のため</u>
3 場所	<u>海老名市〇〇町〇〇番〇</u>
4 工作物の名称及び種類	<u>専用住宅、污水管、污水枿、雨水管、雨水枿</u>
5 工作物の構造又は能力	<u>木造2階建て専用住宅 34.87㎡ 污水管 φ100mm ヒュム管 4.8m</u> <u>污水枿 φ400mm コンクリート製 1基 雨水管 φ200mm ヒュム管 5.3m</u> <u>雨水枿 φ500mm コンクリート製 1基</u>
6 工事の実施方法	直営 ・ <u>請負</u>
7 工期	<u>許可の日から 180 日 (又は平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)</u>
8 占用面積	—
9 占用期間	—

河川保全区域内の数量
のみを記載

※十分な余裕をみて設定

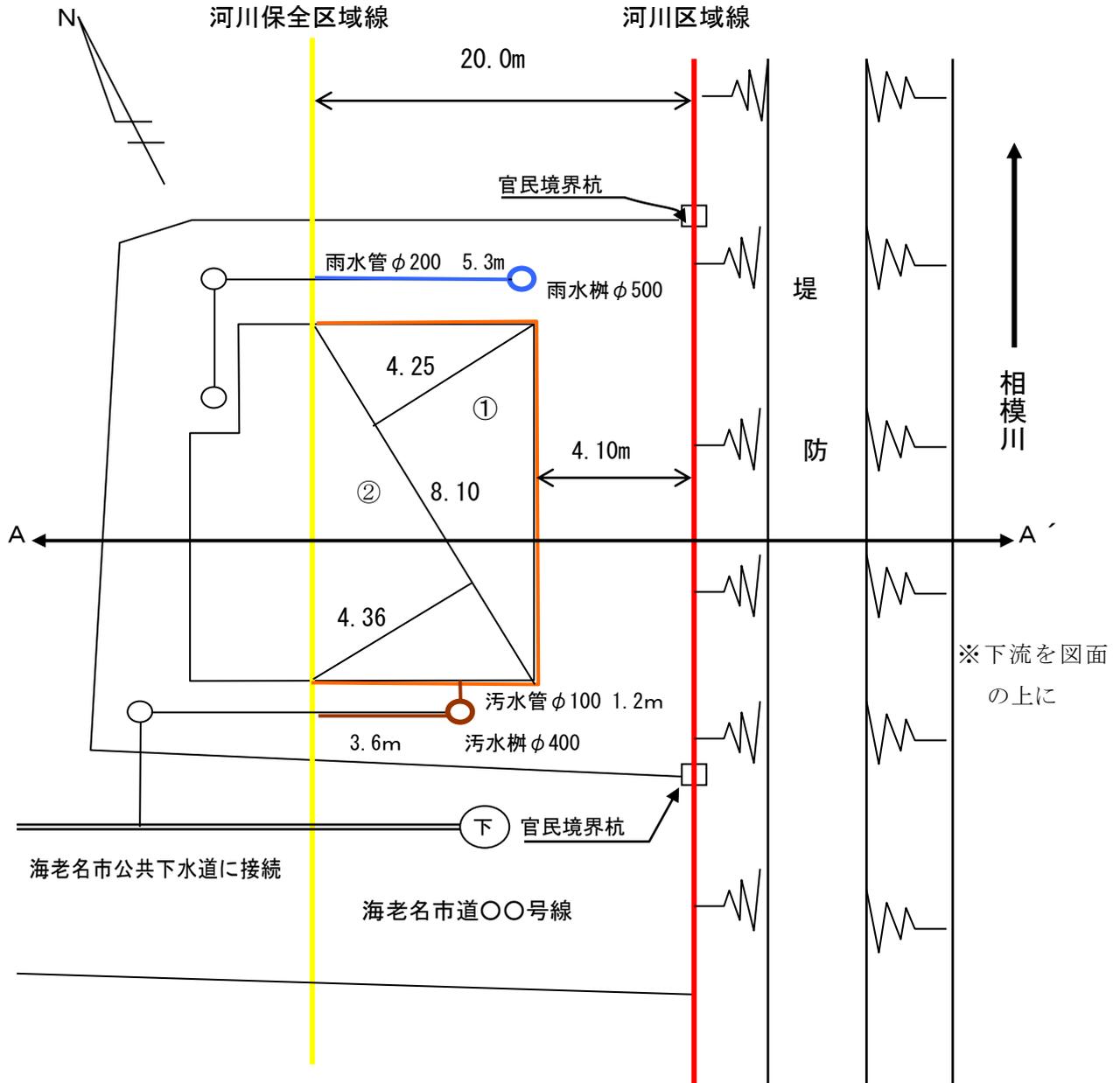
※該当しないので「—」と記載

備 考

- 「工作物の新築、改築、除却」の箇所には、該当するものを記載してください。
- 河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却に当たっては、「占用面積」及び「占用の期間」については記載しないでください。
- 許可を受けた事項の変更の許可申請に当たっては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については変更前のものを赤色で併記してください。

実測平面図 作成例

S=1:100



河川保全区域内行為数量

区 分	数 量
専用住宅	34.87 m ²
污水管 φ100mm	4.8m
污水枵 φ400mm	1基
雨水管 φ200mm	5.3m
雨水枵 φ500mm	1基

←建築面積を記入

※専用住宅求積

① 8.10 × 4.25 = 34.425

② 8.10 × 4.36 = 35.316

倍面積 69.741

面積 34.870

※ 本記載例はあくまで例示です。この他給水管等も含め河川保全区域内で申請を要する工作物は、すべて記載する必要があります。

横断面図 作成例

《上流側から下流に向かって見た場合》

S=1 : 200

